令和７年度　最上町自治会施設等脱炭素化支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、電気料金や原油価格の高騰の影響によってエネルギー費用負担が増大している背景から、自治会・集落会・部落会等（以下、「自治会組織等」という。）を支援するため、自治会組織等が実施する省エネルギー化に向けた事業に対し、最上町補助金等の適正化に関する規則（昭和４７年３月２０日最上町規則第２号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で「最上町自治会施設等脱炭素化支援補助金」を交付するものである。

（補助金の交付対象設備と額）

第２条　補助金の補助対象となる設備及び補助額は、別表1のとおりとする。

2　前項の規定に関わらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象外とする。

（１）リース品、レンタル品、割賦販売等による更新の場合

（２）工事施工費用等を伴わない、照明機器の更新の場合

（３）第６条第１項の規定による交付決定の前に、契約・発注・購入等が完了している場合。

（４）前項の他、この補助金の目的に照らして、町長が不適当と認めたもの

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は次の各号に掲げるもので、当該事業を行うために明らかに必要な経費とする。

（１）設備費　機器導入に不可欠な設備等の購入に要する経費

（２）工事費　機器導入に不可欠な工事に要する経費

２　前項の規定に関わらず、次に掲げるものは補助金の交付の対象外とする。

（１）補助対象経費の補助対象事業者の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む）において、利益等が排除されていない経費

（２）前項の他、補助対象事業に係る経費として、町長が適当と認めないもの

（補助金の交付対象者）

第４条　補助金の交付対象者は、町内に所在する自治会組織等であること。

２　前項の規定に関わらず、次に掲げるものは補助金の交付対象者としない。

（１）個人による申請

（２）自治会組織等のうちに暴力団員等に該当する者がある者。

（補助金の交付要件）

第５条　町長は、次の各号を要件として補助金を交付するものとする。

（１）事業は、補助金の交付決定を受けたのち令和８年２月２８日までに完了する事業であること。

（２）事業の中止、又は事業内容の変更（軽微な変更を除く）を行う場合は、町長の承認を受けること。

（３）設備の適正な維持管理を行うことにより、本事業による効果を継続させること。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付をうけようとする者（以下「申請者」という。）は、「最上町自治会施設等脱炭素化支援補助金」交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に関係書類を添付して町長が認める期日までに提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条の申請書に係る審査により、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をする。

２　町長は、交付決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため、必要があるときは第３条に規定する交付要件以外の要件を付することができる。

３　町長は、交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を「最上町自治会施設等脱炭素化支援補助金」交付決定通知書（様式第２号。以下「交付決定通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第８条　申請者は、前条第３項に規定する交付決定通知書の通知を受けるまで、補助対象事業に着手してはならない。

（中止、変更の承認）

第９条　第５条第２号の規定により町長の承認を受けようとする申請者は、「最上町自治会集会施設等脱炭素化支援補助金」事業計画中止・変更承認申請書（様式第３号。以下「変更申請」という。）を町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の変更申請に係る審査を行い、事業計画の変更が適当と認められたときはこれを承認し、「最上町自治会施設等脱炭素化支援補助金」事業計画中止・変更承認書（様式第４号。以下「変更承認書」という。）により申請者に通知するものとする。

（軽微な変更の範囲）

第１０条　第５条第２号に規定する軽微な変更は、交付予定金額の増額変更を伴わないものとする。

（実績報告）

第１１条　交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、「最上町自治会施設等脱炭素化支援補助金」実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）により、事業が完了した日から起算して１０日を経過した日又は令和８年３月３１日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第１２条　町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、当該実績報告に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した要件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、「最上町自治会施設等脱炭素化支援補助金」確定通知書（様式第６号。以下「補助金額確定通知書」という。）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第１３条　前条の規定により補助金額確定通知書を受けたものは、「最上町自治会施設等脱炭素化支援補助金」請求書（様式第７号。以下「補助金請求書」という。）により、補助金を請求することができる。

（交付決定の取消し）

第１４条　町長は、交付決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、交付決定の全部又は一部を取消すことができる。

（１）虚偽の申請、その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

（２）令和８年３月３１日までに事業の完了が見込めないとき。

（３）規則及びこの要綱又は交付決定の内容若しくはこれに付した要件に違反したとき。

（経過報告）

第１５条　町長は交付決定者に対し、必要に応じて現地調査を行うことができる。

（書類の保存）

第１６条　交付決定者は、この補助金に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して５年間整備保管しなければならない。

（処分の制限を受ける期間）

第１７条　規則２３条のただし書きの規定により処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数に相当する期間とする。

（その他）

第１８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、令和７年６月30日から施行する。

別表1（第２条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 交付対象 | 補助額 | 補助要件 |
| 自治会集会施設等脱炭素化整備事業 | 自治会組織（申請者は自治会に限る） | 事業に係る経費の10/10（上限20万円）※消費税も含む | 工事費含む対象機器・公民館照明（LED）・地域防犯灯（LED）・公民館空調・公民館冷蔵庫・公民館給湯器・その他省エネが認められるもの |